

2020年2月17日

各位

三井住友ファイナンス&amp;リース株式会社

### グリーンボンド発行に関するお知らせ

三井住友ファイナンス&リース株式会社（取締役社長：橘 正喜、以下「SMFL」）は、国内市場において公募形式によるグリーンボンド（無担保普通社債）を発行しますのでお知らせします。

グリーンボンドとは、企業や地方自治体などがグリーンプロジェクト（再生可能エネルギーや省エネルギー、持続可能な廃棄物処理や土地利用・水管理、生物多様性の保全、環境負荷の少ない交通、気候変動への対応など地球温暖化対策や自然資本の劣化の防止に資する事業）に要する資金を調達するために発行する債券です。

本件により調達された資金は、太陽光や風力など再生可能エネルギーの発電事業に充当する予定です。

SMFLはこれまで、太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力などの再生可能エネルギーの発電事業向けにリースやプロジェクトファイナンスをはじめとする様々な金融サービスやスキームを提供しています。また、2019年4月に戦略子会社として営業を開始したSMFLみらいパートナーズ株式会社では、発電、エネルギーサービス、電力小売りなど環境エネルギーにおける新たな事業領域に参入しています。これからも、長年培ってきた知見・ノウハウや多くのパートナーとのアライアンスを基に企業の脱炭素経営を支援するファイナンスに留まらない様々なソリューションを提供していくことで、脱炭素社会・循環型社会の実現に貢献していきます。

#### 【本グリーンボンドの概要】

発行年限	5年
発行額	150億円（予定）
発行時期	2020年3月（予定）
引受会社	SMBC日興証券株式会社 大和証券株式会社（独立引受幹事） BNPパリバ証券株式会社
Green Bond Structuring Agent <sup>※1</sup>	SMBC日興証券株式会社
外部レビュー機関	サステイナリティクス社

## 【グリーンボンドフレームワークの適格性について】

SMFL は、グリーンボンド発行のために国際資本市場協会 (ICMA) の「「グリーンボンド原則 (Green Bond Principles) 2018<sup>※2</sup>」及び環境省の「グリーンボンドガイドライン 2017 年版<sup>※3</sup>」に即したグリーンボンドフレームワークを策定しています。

グリーンボンドに対する第三者評価として、サステナリティクス社<sup>※4</sup> (CEO: マイケル・ジャンジ) から当該フレームワークがグリーンボンド原則 2018 およびグリーンボンドガイドライン 2017 年版に適合する旨のセカンドパーティ・オピニオン<sup>※5</sup>を取得しています。

また、本グリーンボンドの発行に当たって第三者評価を取得することに関し、環境省の「2019 年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業<sup>※6</sup>」の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるサステナリティクス社は一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しています。

- 
- ※1 グリーンボンドのフレームワークの策定およびセカンドオピニオン取得の助言等を通じて、グリーンボンドの発行支援を行う者。
  - ※2 国際資本市場協会 (ICMA) が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会 (Green Bond Principles Executive Committee) により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドライン。
  - ※3 グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が 2017 年 3 月に策定・公表したガイドライン。
  - ※4 環境・社会・ガバナンス (ESG) とコーポレート・ガバナンスに関する調査、格付け及び分析を行う独立系機関。本拠地であるオランダを含め世界各地に 13 のオフィスを展開し、ESG に関する情報や調査結果を投資プロセスに組み込むサポートや ESG 債に係る第三者意見 (セカンドオピニオン) を提供している。
  - ※5 当該グリーンボンドフレームワークがグリーンボンド原則 2018 およびグリーンボンドガイドライン 2017 年版に適合する旨のセカンドパーティ・オピニオンの取得に関する詳細は以下のホームページに掲載。  
日本語版 : <https://www.sustainalytics.com/sustainable-finance/wp-content/uploads/2020/02/Sumitomo-Mitsui-Finance-and-Leasing-Green-Bond-Second-Party-Opinion-Japanese.pdf>  
英語版 : <https://www.sustainalytics.com/sustainable-finance/wp-content/uploads/2020/02/Sumitomo-Mitsui-Finance-and-Leasing-Green-Bond-Second-Party-Opinion.pdf>
  - ※6 グリーンボンドを発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業。対象となるグリーンボンドの要件は、調達した資金の全てがグリーンプロジェクトに充当されるものであって、かつ発行時点において以下の全てを満たすもの。
    - (1) グリーンボンドの発行時点で以下のいずれかに該当すること
      - ① 主に国内の低炭素化に資する事業 (再エネ、省エネ等)
        - ・ 調達資金額の半分以上又は事業件数の半分以上が国内の低炭素化事業であるもの
      - ② 低炭素化効果および地域活性化効果が高い事業
        - ・ 低炭素化効果 国内の CO2 削減量 1 トン当たりの補助金額が一定以下であるもの
        - ・ 地域活性化効果 地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等
    - (2) グリーンボンドフレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること
    - (3) いわゆる「グリーンウォッシュ債券」ではないこと

以上